

公開シンポジウム・講演会に対する補助金交付に関する申し合わせ

平成 23 年 6 月 11 日決定

平成 24 年 6 月 21 日改訂

1. 目的

研究成果を広く社会に還元し、スポーツ・体育・健康科学の存在価値を高めることを目的とする。（「会則 第 2 章 目的及び事業」を参照）

2. 主催

次の学術団体が主催することとする。

- ・当該学会（単独または合同で開催する場合がある）
- ・日本スポーツ体育健康科学学術連合

なお、必要に応じて、次の学術団体を加えることができる。

- ・日本学術会議 健康・生活科学委員会 健康・スポーツ科学分科会

3. 補助金の使途および補助金額

補助金は講演者謝金・交通費に活用するものとし、1 件について 5 万円以内とする。ただし、1 人あたりの支給額は、当該学会員の場合は 1 万円以内、当該学会員以外の場合は 5 万円以内とする。

4. 申請の手続き

補助金は、前年度の 12 月に当該年度分を募集する。但し、緊急の開催が必要な場合はこの限りではない。なお、申請書には次の事項を記載する。

- | | |
|------------|----------------------------|
| 1. 主催 | 2. 会議の名称・場所・日程 |
| 3. 開催趣旨 | 4. シンポジウム・講演会のテーマ、司会、演者・演題 |
| 5. 申請金額・使途 | 6. その他 |

5. 交付の決定

運営委員会の議を経て決定する。

6. 交付条件と方法

- ①補助金の内定を受けた事業（講演会、シンポジウム）については、一般公開にして、聴講・参加料を無料とする
- ②本学術連合の協賛を受けたことを大会要項や HP 上で広報する
- ③補助金採択の内定を受けた団体は、当該事業の終了後に、本事業終了報告及び領収書のコピー（実際の支払者の写し）を添えて、補助金を請求する。

7. 補助金支払い方法

関係書類を確認した上で、補助金を振り込む（精算払）方法とする。